

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-------------------|
| 5 | 被災者台帳作成事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

袖ヶ浦市は、被災者台帳作成事務に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を与えることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

袖ヶ浦市長

公表日

令和6年6月24日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 被災者台帳作成事務 |
| ②事務の概要 | 災害が発生した場合に、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳を作成する。 |
| ③システムの名称 | 1. 被災者管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 被災者台帳ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表の55の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第28条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条、第22条 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 総務部 防災安全課 危機管理班 |
| ②所属長の役職名 | 課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 袖ヶ浦市 総務部 総務課 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 電話0438(62)2111 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 袖ヶ浦市 総務部 防災安全課 危機管理班 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 電話0438(62)2111 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和6年5月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和6年5月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|---|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|--|---|------|-----------|
| 令和1年6月1日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成27年4月1日 時点 | 令和1年6月1日 | 事後 | |
| 令和1年6月1日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成27年4月1日 時点 | 令和1年6月1日 | 事後 | |
| 令和1年6月1日 | IV リスク対策 | - | 様式改定に伴い新規追加 | 事後 | |
| 令和1年6月1日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名 | - | 課長 (様式改定により修正) | 事後 | |
| 令和1年6月1日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) なし (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(56の2の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) なし (別表第二省令における情報照会の根拠) :30条 | 番号法第19条、第22条及び別表第二 | 事後 | |
| 令和3年4月1日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 | 総務部危機管理課 | 総務部防災安全課危機管理班 | 事前 | |
| 令和3年4月1日 | I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求電話番号 | 0438(62)2104 | 0438(62)2111 | 事前 | |
| 令和3年4月1日 | 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ | 総務部 危機管理課 0438(62)2119 | 総務部 防災安全課 危機管理班 0438(62)2111 | 事前 | |
| 令和3年4月1日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和1年6月1日 | 令和3年3月1日 | 事前 | |
| 令和3年4月1日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和1年6月1日 | 令和3年3月1日 | 事前 | |
| 令和6年5月27日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の36の2の項 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表の55の項 | 事前 | |
| 令和6年5月27日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 番号法第19条、第22条及び別表第二 | 番号法第19条、第22条 | 事前 | |
| 令和6年5月27日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 | 令和3年3月1日 | 令和6年5月1日 | 事前 | |
| 令和6年5月27日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 | 令和3年3月1日 | 令和6年5月1日 | 事前 | |
| 令和6年6月24日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表の55の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第28条 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表の55の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第28条 | 事前 | |